

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【公表番号】特表2014-532344(P2014-532344A)

【公表日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-066

【出願番号】特願2014-532359(P2014-532359)

【国際特許分類】

H 04 L 12/28 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/28 200 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

H D M I ネットワークのためのネットワーク装置であって、

I P 通信ケイパビリティ (capability) 、及び C E C (Consumer Electronics Control) 通信ケイパビリティを提供するように構成されたネットワークコントローラと、前記 H D M I ネットワーク装置についての情報、及び前記ネットワーク装置各々の一意の識別子を含むデータベースを生成するように構成されたデータベース生成ユニットと、を含む、ネットワーク装置。

【請求項2】

前記一意の識別子は、前記ネットワークコントローラに割り当てられた M A C アドレスである、請求項1のネットワーク装置。

【請求項3】

前記情報は、ネットワークアドレスを含む、請求項1又は2のネットワーク装置。

【請求項4】

前記情報は、ユーザにより課された前記ネットワーク装置の動作についての情報を含む、請求項1、2又は3のネットワーク装置。

【請求項5】

前記情報は、前記ネットワーク装置に割り当てられたプリファレンス (preferences) についての情報を含む、請求項1、2、3又は4のネットワーク装置。

【請求項6】

ユーザにより課された前記ネットワーク装置の各デバイス動作を検知するように構成された検知ユニットと、

前記検知されたデバイス動作に基づいてデータレコードを生成するように構成された前記生成ユニットと、

前記データベースに前記データレコードを格納するように構成された格納ユニットと、を含む、請求項4のネットワーク装置。

【請求項7】

前記データレコードは、前記ネットワークのネットワークアドレス、前記検知された動作のインディケーション (indication) 、及び前記動作が検知された日付 / 時刻を含む、請求項6のネットワーク装置。

【請求項 8】

前記データレコードは、前記動作に関係する、前記ネットワーク内の前記ネットワーク装置のネットワークアドレスを含む、請求項6または7のネットワーク装置。

【請求項 9】

前記ネットワークアドレスは、前記HDMI仕様書によるアドレスと、前記ネットワーク内で前記ネットワーク装置を一部とするサブネットワークを識別するサブネットワーク識別子とを含む、請求項7又は8のネットワーク装置。

【請求項 10】

前記データベースを評価するように構成された評価ユニットと、

前記データベースの前記評価に応じて動作オプションを提供するように構成された動作オプションユニットと、

を含む、請求項1～9のいずれかのネットワーク装置。

【請求項 11】

前記データレコードは、前記動作を課す前記ユーザについての情報をさらに含む、請求項6～9のいずれかのネットワーク装置。

【請求項 12】

ユーザを識別するように構成されたユーザ識別ユニットを含む、請求項11のネットワーク装置。

【請求項 13】

前記ユーザ識別ユニットは、カメラユニット及び顔認識ユニットを含む、請求項12のネットワーク装置。

【請求項 14】

前記データベースを、前記ネットワーク内の他のネットワーク装置の他のデータベース各々と同期化するように構成された同期化ユニットを含む、請求項1～13のいずれかのネットワーク装置。

【請求項 15】

前記同期化ユニットは、同期化のために前記イーサネット又はCEC通信ケイパビリティを使用する、請求項14のネットワーク装置。

【請求項 16】

前記ネットワーク装置は、TVセット、ブルーレイプレイヤ、DVD装置、AVレシーバ、ビデオレコーダー装置、MP3プレイヤ、パソコンコンピュータ、モバイル装置(PDA)、スマートホン、タブレット、又は前記HDMIネットワークに接続された任意の他の装置のうちの1つである、請求項1～15のいずれかのネットワーク装置。

【請求項 17】

請求項1～16のいずれかで定義された少なくとも2つのネットワーク装置を含む、HDMIネットワーク。

【請求項 18】

特定のネットワーク装置(ソース)の動作を示す第1の情報と、

前記特定のネットワーク装置のネットワークアドレスを示す第2の情報と、

前記動作の時刻及び日付を示す第3の情報と、

前記ネットワーク装置の一意の識別子を示す第4の情報と、

を含む、請求項1～16のいずれかで定義されたネットワーク装置のメモリに格納されたデータテーブル。

【請求項 19】

前記一意の識別子は、MACアドレスである、請求項18のデータテーブル。

【請求項 20】

HDMIネットワークにおけるオーディオ、ビデオ及びデータストリームを制御し、及び再ルーティングするための方法であって、

前記HDMIネットワークのネットワーク装置についての情報、及び前記ネットワーク装置各々の一意の識別子を含むデータベースを生成するステップを含む方法。

【請求項 2 1】

前記一意の識別子は、前記ネットワーク装置各々のMACアドレスである、請求項20の方法。

【請求項 2 2】

前記情報は、ネットワークアドレスを含む、請求項20又は21の方法。

【請求項 2 3】

前記情報は、ユーザにより課された前記ネットワーク装置の動作についての情報を含む、請求項20、21又は22の方法。

【請求項 2 4】

前記情報は、前記ネットワーク装置に割り当てられたプリファレンス(preferences)についての情報を含む、請求項20、21、22又は23の方法。

【請求項 2 5】

ユーザにより課されたネットワーク装置の動作を検知するステップと、

前記検知されたネットワーク装置の動作に基づいてデータレコードを生成するステップと、

前記データベースに前記データレコードを格納するステップと、

を含む、請求項23の方法。

【請求項 2 6】

前記データレコードには、前記ネットワーク装置のネットワークアドレス、前記ネットワーク装置のMACアドレス、前記検知された動作のインディケーション、及び前記動作が検知された日付及び時間が入れられる、請求項25の方法。

【請求項 2 7】

前記データレコードには、前記動作に関する、前記ネットワーク内の各ネットワーク装置の前記ネットワークアドレスが入れられる、請求項26の方法。

【請求項 2 8】

前記データベースを評価するステップと、

前記評価するステップに応じて動作オプションを提供するステップと、

を含む、請求項20～27のいずれかの方法。

【請求項 2 9】

ネットワーク装置の前記データベースを、前記ネットワーク内の他のネットワーク装置のデータベース各々と同期化するステップを含む、請求項20～28のいずれかの方法。

【請求項 3 0】

前記データベースに格納されたデータに基づいて、一のネットワーク装置から他のネットワーク装置へのオーディオ、ビデオ及び／又はデータストリームを再ルーティングするステップを含む、請求項20～29のいずれかの方法。

【請求項 3 1】

ストリーミングのためのソースまたはシンクネットワーク装置として選択するために、ユーザに前記ネットワーク装置のリストを提示するステップを含み、前記リストは、前記データベースに基づいて生成される、請求項20～30のいずれかの方法。

【請求項 3 2】

動作を課すユーザを識別するステップを含む、請求項20～31のいずれかの方法。

【請求項 3 3】

前記データベースにさらなる情報を追加するステップを含み、

前記情報は、ユーザを識別する情報を含む、請求項32の方法。

【請求項 3 4】

ユーザ識別子に基づいて動作オプションを提供するステップを含む、請求項32又は33のいずれかの方法。